

**【新設】(主要な事業であるものの例示)**

**42の6-1の3** 措置法規則第20条の3第2項の規定の適用上、次に掲げる事業には、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 同項第1号に掲げる事業 中小企業者等がその所有する店舗、事務所等の一画を活用して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為
- (2) 同項第2号に掲げる事業 公衆浴場を営む中小企業者等がその利用客に対して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為

**【解説】**

- 1 本通達では、令和5年度の税制改正において中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（中小企業投資促進税制）の対象からコインランドリー業（中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものでその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されたことに伴い、中小企業者等の主要な事業に該当するものについて例示することにより明らかにしている。
- 2 この改正は、多額の利益を出している法人が、余剰資金を使って設備投資だけを行い、他の運営会社に管理を全て任せ、初年度に本制度を利用して多額の損金を作出することにより課税所得を圧縮することが可能となっていたことを背景として行われたものである。ただし、本制度が、中小企業者等に設備投資を促し生産性を高めるための政策税制であることに鑑みると、中小企業者等が自身の有する経営資源を有効活用して行う場合にまで本制度が適用できないとすることは本末転倒であるから、中小企業者等が行っているコインランドリー業が主要な事業に該当する場合のその事業の用に供する資産は、対象から除外しないこととされている。
- 3 具体的には、次の種類のいずれかに該当する事業は中小企業者等の主要な事業であるとし、これらの事業の用に供する資産は制度の対象となる資産から除外しないこととされている（措令27の6①、措規20の3②）。
  - (1) 継続的に中小企業者等の経営資源（事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業
  - (2) 中小企業者等が行う主要な事業に付随して行う事業
- 4 ところで、一口にコインランドリー業といっても、近年ではカフェスペースにコインランドリーが併設され、飲食とクリーニングに係るサービスを同時に提供しているようなケースが増えているほか、自社所有の土地の空きスペースにコインランドリーを設置して一般に開放するなど、法人の遊休資産を有効活用するケースなども考えられる。前者であれば、カフェスペースで従事する法人の従業員や、その有する接客等の技能をコインランドリー業においても活用することとなるし、後者においては、法人の事業の用に供される土地を活用してコインランド

リー業を営んでいることとなるから、いずれの場合も法人は自身が有する経営資源を活用している。したがって、これらの場合の例示として、本通達の(1)では、中小企業者等がその所有する店舗、事務所等の一画を活用して行うコインランドリー業は、主要な事業に該当することを明らかにしている。

- 5 また、ある事業に付随して行う事業とは、通常、ある事業に係る事業活動の一環として、又はある事業に関連して行われるような事業をいうところ、例えば、公衆浴場、いわゆる銭湯の敷地内又は銭湯に隣接する場所にコインランドリーが設置されているケースは少なくない。その場所が、その銭湯を営む中小企業者等の所有する敷地であれば、上記4のように中小企業者等の経営資源を活用していることとなるが、そうでない場合であっても、このようなケースは銭湯の利用客が銭湯を利用している間に洗濯することができるようにするなど、一体となってサービスを提供しているものと考えられるから、主要な事業に付随して行われているといえる。本通達の(2)では、このことを明らかにしている。